

京都府農林水産技術センター公募型見積り合わせ実施要領の規定により、次のとおり公募型見積り合わせを実施する。

令和6年10月9日  
京都府農林水産技術センター  
センター長 蘆田 哲也

### 1 公募型見積り合わせに付する事項

- (1) 件名  
丹波栗（生栗）に係る売払い契約
- (2) 業務の仕様  
仕様書のとおり
- (3) 履行（引取）期限  
令和6年10月25日（金）
- (4) 履行場所  
京都府農林水産技術センター（亀岡市余部町和久也9）

### 2 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等  
京都府農林水産技術センター総務室  
〒621-0806 京都府亀岡市余部町和久也9  
電話番号（0771）22-0424 FAX番号（0771）24-4661
- (2) 説明会  
実施しない。
- (3) 見積り参加希望の申出

見積りに参加を希望するときは、令和6年10月16日（水）正午までに2(1)に示す部署へ電話で連絡すること。見積りに係る手続き等の事務について説明する。また、質問等がある場合は、契約手続等の事務的な事項に関する質問については、口頭で答える。

### 3 参加者の資格に関する事項

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件をすべて満たさなければならない。

- (1) 下記ア及びイのいずれかに該当する者（法人、個人を問わない）
  - ア 京都府内に拠点を有し、過去1年間に栗食品（加工製品、焼栗等）の販売実績がある者
  - イ 一般社団法人京都府食品産業協会に加入する組合等又は当該組合等に加入し、且つ京都府内に拠点を有する組合員若しくは構成員
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」

という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)のほか、次に掲げる者でないこと。

ア 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

イ 次のいずれかに該当する者

(ア) 法人の役員等(法人の支店又は営業所を代表する者で役員以外のものを含む。)

が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者

(イ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

(ウ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(エ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(オ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

(3) (2)に該当する者の依頼を受けて見積に参加しようとするものでないこと。

(4) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者(その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。)でないこと。

(5) 見積書の提出期限までの期間において、京都府の物品又は役務の調達契約に係る指名停止等の措置要領第2条の規定により京都府の指名停止がなされていないこと。また、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

#### 4 見積書の提出に係る手続き等

(1) 提出方法

持参又はメール電送による提出とする。なお、郵便による提出は認めない。

(2) 提出期限

令和6年10月18日(金)午後5時まで

(3) 見積書に記載する金額

優先交渉権者の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって有効金額とするので、見積者等は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

(4) 見積りの無効

次のいずれかに該当する場合は、見積りを無効とする。

ア 3に掲げる公募型見積合わせに参加する者に必要な資格のない者の行った見積

イ 同じ見積合わせに2以上の見積り(他人の代理人としての見積りを含む。)をした者

の行った見積り

ウ 見積合わせに関し、不正の利益を得るための連合その他の不正及び妨害行為を行った者又はその疑いのある者の行った見積り

エ 金額を訂正した見積書又は金額を特定することができない見積書で見積りを行った者の行った見積り

オ 氏名、住所は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、参加者又は対象案件を特定することができない見積書で見積を行った見積り

(5) 優先交渉権者の決定方法

ア 京都府会計規則（昭和 52 年京都府規則第 6 号。以下「規則」という。）第 145 条の予定価格以上で最高の価格をもって有効な見積を行った者を優先交渉権者とする。また、優先交渉権者となるべき同価の見積をした者が 2 者以上あるときは、立会職員にくじを引かせ優先交渉権者を決定するものとする。

イ 優先交渉権者が決定通知のあった日から 7 日以内に契約を締結しないときは、優先交渉権者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

5 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

6 契約書作成の要否

作成を要しない。

7 その他必要な事項

(1) 上記のほか、京都府会計規則の定めるところによる。

(2) 詳細は、仕様書による。